

固定資産税の主な届出・申請について

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

固定資産税に関して平成29年中に次のような事由が発生した場合には、平成30年1月末日までに届出書や申請書等を提出してください。なお、各様式は町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

No.	届 出 書 等 の 名 称	提 出 す る 主 な 事 由
1	相続人代表者指定(変更)届出書	固定資産の所有者が亡くなったとき(※)
2	新築(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する固定資産税減額規定の適用申告書	新築住宅等の減額を受けるとき
3	認定長期優良(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する固定資産税減額規定の適用申告書	認定長期優良住宅の減額を受けるとき (県が発行した認定通知書の写しを添付)
4	住宅用地適用(異動)申告書	新築等で住宅用地特例の適用を受けるときや、住宅用地の所有者等が変更となったとき
5	納税管理人(変更)申告書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域内の人から選任するとき
6	納税管理人(変更)承認申請書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域外の人から選任するとき
7	未登記家屋所有者変更届出書	登記されていない家屋の所有者が売買・相続・贈与等により変更となったとき
8	家屋滅失届出書	家屋の一部または全部を解体・除却したとき
9	土地現況地目・家屋用途変更届	土地・家屋の利用状況が変更となったとき
10	償却資産申告書	毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告するとき (申告が必要な事業所または事業(農業・営業・不動産)所得者には、12月中旬頃申告書を送付します。)

※『相続人代表者指定(変更)届出書』の様式は、富士見町に死亡届を提出した親族の方にお渡ししています。
町外で死亡届を提出された場合は、財務課資産税係までご連絡ください。

町営住宅入居者募集

問 総務課 管財係 ☎62-9325

◆住宅の概要(募集戸数:1戸)

住 宅 名	構 造 等	規 格	家 賃	所 在 地 等
立沢町営住宅 3号	木造平屋建 昭和61年度建築	2KY	33,100円 (一律)	富士見町立沢5225-1 本郷小学校より北へ約1.0km

K…台所 Y…浴室(浴室給湯・浴槽付)

【募集期間】 11月1日(水)～11月14日(火)

【申込方法】 総務課管財係に備え付け、または町ホームページ内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

【選考方法】 公開抽選 【抽選日時】 11月15日(水) 午前10時～

【会 場】 役場3階 図書室 【入 居 日】 原則として入居決定後10日以内

【入居資格】 次の①～⑥の資格を全て満たす方

① 地方税を滞納していない方

② 現に同居し、または同居しようとする親族があること

(町条例第5条第2項に該当する場合、立沢町営住宅は単身入居可)

③ 公営住宅法による月収が規定の額以下の方

・一般世帯 — 158,000円以下 ・高齢者身体障害者世帯等 — 214,000円以下

④ 現に住宅に困窮していることが明らかな方(他の公営住宅入居者や持ち家がある方は不可)

⑤ 町内に住所または勤務先を有する方 ⑥ 入居者および同居者が暴力団員ではないこと

